

項目名	外国子会社合算税制の見直し		
税目	法人税（租税特別措置法第66条の6～9） 所得税（租税特別措置法第40条の4～6）		
要望の内容	<p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策として国際的に合意されたグローバル・ミニマム課税は、我が国でも令和5年度税制改正において、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）の法制化が行われ、適用開始時期は諸外国の動向や対象企業の準備に要する期間を確保する観点から、2024年4月以後に開始する対象会計年度とされた。さらに、OECDにて実施細目の議論が継続している論点については、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降での法制化が検討されている。グローバル・ミニマム課税の導入により、対象企業に追加的な事務負担が生じること等から、こうした更なる法制化を踏まえて、既存の外国子会社合算税制について引き続き必要な見直しを検討し、企業の事務負担を軽減する。具体的には、確認対象企業の絞り込みや簡素化、経済活動基準の簡素化、CFC税制とグローバル・ミニマム課税の申告時期等の関係整理、両制度間における情報の利活用等について検討する。</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
（制度自体の減収額）	（	-	百万円）
（改正増減収額）	（	-	百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20を中心に国際的な議論が進展している。2021年10月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への課税権配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。このうちグローバル・ミニマム課税については、各国での法制化作業が進められており、我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われ、2024年4月以後に開始する対象会計年度より適用が開始される予定である。また、OECDにて実施細目の議論が継続している論点については、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降での法制化が検討されている。</p> <p>グローバル・ミニマム課税の導入にあたっては対象企業に追加的な事務負担が生じること等が見込まれているが、今後予定されている更なる法制化によっても事務負担が生じること等を踏まえて、既存の外国子会社合算税制について引き続き必要な見直しを検討し、簡素な制度とすることで、日本企業への過度な事務負担を防止する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。一方で、経済のデジタル化が加速する中、日本企業は諸外国企業との間で激化する競争に直面している。こうした状況を踏まえ、税制面からも、日本企業と外国企業との公正な競争条件を確保していくことが必要であり、国際合意に基づいたグローバル・ミニマム課税の導入は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともにこれに資するものである。</p> <p>他方で、同課税の導入にあたっては新たな事務負担が生じること等が見込まれていることから、日本企業への過度な事務負担とならないように、既存の外国子会社合算税制を簡素な制度にする必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開を円滑化することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	令和6年度改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、外国子会社合算税制について必要な見直しを行うことを求めるものであり、対象企業の事務負担軽減を図るものとして、当該税制の見直しによる措置が妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。
	前回要望時の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 22 年度 拡充 (合算対象を判定する租税負担割合(トリガー税率)の引下げ(25%→20%)) (統括会社特例の導入)</p> <p>平成 25 年度 拡充 (無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し)</p> <p>平成 27 年度 拡充 (被統括会社の範囲の見直し) (税務申告時の別表添付要件の見直し)</p> <p>平成 28 年度 拡充 (外国税額控除の適正化)</p> <p>平成 29 年度 拡充 (外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入) (航空機の貸付けの取扱いの見直し)</p> <p>平成 30 年度 拡充 (日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し) (その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し)</p> <p>令和元年度 拡充 (ペーパーカンパニーの範囲等の見直し)</p> <p>令和 2 年度 拡充 (部分合算課税制度における受取利子等の範囲の見直し)</p> <p>令和 5 年度 拡充 (特定外国関係会社の適用免除基準の見直し) (書類添付義務の見直し)</p>	